

「ちゃんとチェック!」 滋賀県最低賃金

時間額

1,080円

令和7年10月5日発効



滋賀県特定(産業別)最低賃金（時間額） 令和7年12月28日発効

ガラス・同製品、 セメント・同製品、 衛生陶器、 炭素・黒鉛製品、 炭素繊維製造業	はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	計量器・測定器・ 分析機器・試験機、 光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	自動車・ 同附属品製造業
1,099円	1,114円	1,105円	1,115円

※1 最低賃金の対象となる賃金には、次の賃金は含まれません。

- ①結婚手当など臨時に支払われる賃金 ②賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 ③時間外手当
④休日手当 ⑤深夜手当の割増部分 ⑥精勤手当 ⑦通勤手当 ⑧家族手当

※2 特定(産業別)最低賃金については、年齢、業務、業種により適用除外されるものがあります。

※3 派遣労働者は、派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。

お問い合わせ先



滋賀労働局賃金室 077 (522) 6654 彦根労働基準監督署 0749 (22) 0654
大津労働基準監督署 077 (522) 6616 東近江労働基準監督署 0748 (22) 0394
滋賀労働局のホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html